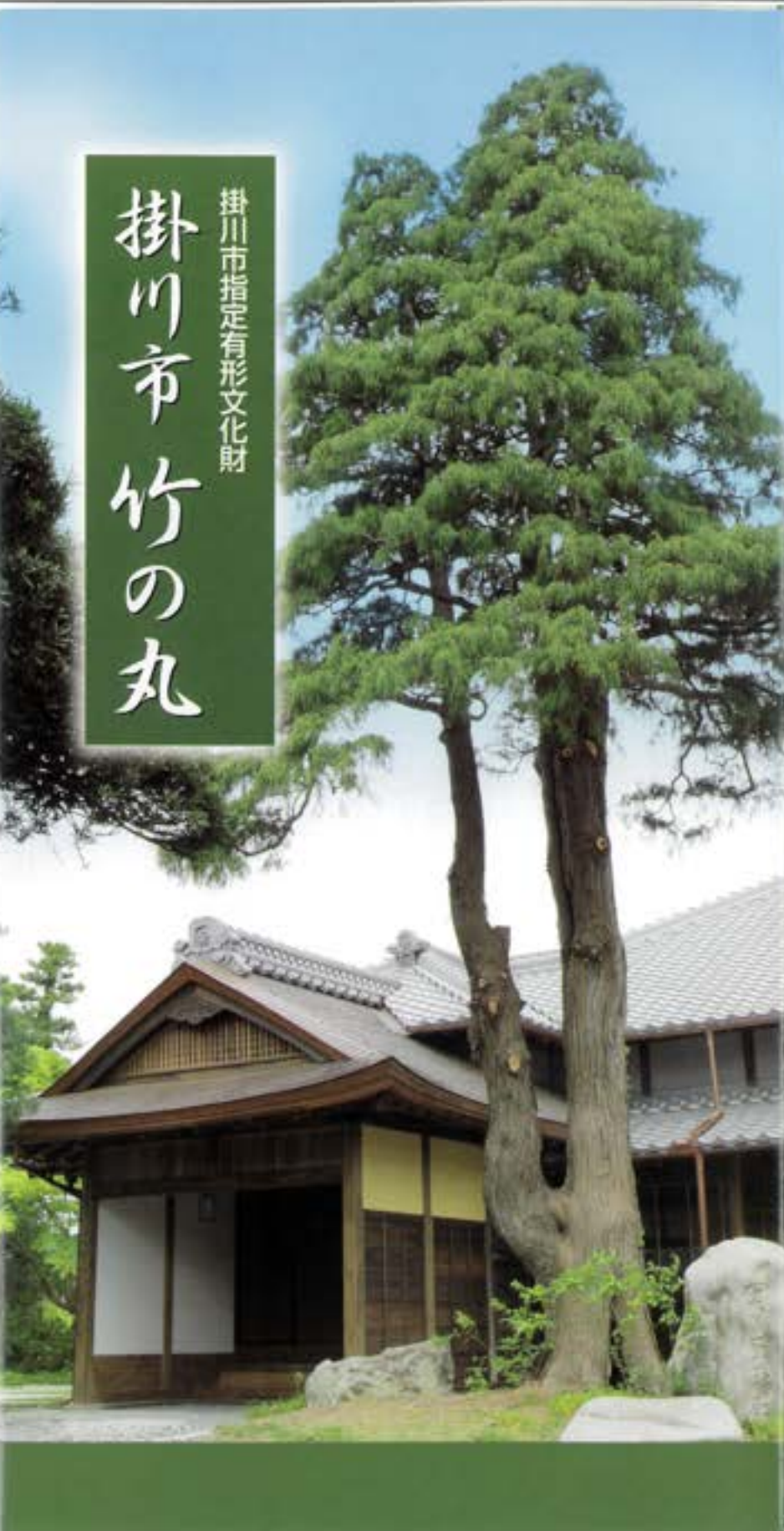


掛川市竹の丸

掛川市指定有形文化財



くるわ 掛川城の郭「竹の丸」

戦国時代、今川氏、徳川氏の支配下にあった掛川城は、現在の天守・本丸・二の丸・三の丸。そして天守と本丸の西側を囲む中の丸の部分であったと思われます。

天正18(1590)年、豊臣秀吉によって掛川城主に任命された山内一豊は、それまでの掛川城に郭を付け加え、城を拡張しました。この時に、竹の丸も造成されたと考えられます。

いつ頃から竹の丸と呼ばれていたのか明らかではありませんが、18世紀初頭に描かれた「遠州懸河城郭図」(兵庫県尼崎市立図書館蔵)には、「竹ノ丸」という表記があり、当時こう呼ばれていたことがわかります。

江戸時代の掛川城の絵図を見ると、竹の丸は、掛川城の出入口の一つであった北門を望む場所であることがわかります。郭の北端に土手を造らせ、土手の外側には外堀が水を湛えていました。北門から城内に続く道は、竹の



「遠州懸河城郭図」(尼崎市立図書館蔵)の部分

丸の南東角で、東・南・西へ分かれる三叉路となっていました。西に向かう道をそのまま進めば中の丸、竹の丸の向かいにあった裏門を潜れば、二の丸へと通じていました。

このように、竹の丸は北門の守りを固める位置にあり、また、天守閣や本丸等の城の中心部に通じる道筋にあたり、防衛上重要な場所であったことから、家老等重臣の屋敷地に割り当てられていました。



「遠州掛川城絵図」(国立公文書館内閣文庫蔵)の部分

旧松本家住宅「竹の丸」



幕末頃の松本家の位置模式図



松本義一郎氏

明治36(1903)年、代々掛川域下の中町で葛布問屋「松屋」を営んでいた松本家(当主:義一郎氏)が、竹の丸に本宅を建てました。

松本家は、寛政元(1789)年から、掛川藩に金子を用立てている記録があり、19世紀に入ると、藩から御用達を命じられ、上下・小袖を拝領、苗字・帯刀を許されました。

葛布は掛川宿の葛布問屋によって江戸等へ出荷されていましたが、幕末になると旧来からの流通機構が乱れはじめました。そこで、掛川藩は、安政5(1858)年に葛布取扱問屋を指定して、指定問屋以外の商人が他領へ葛布を取売することを禁止しました。

この時の取扱問屋のひとりに松屋市右衛門の名が見え、その後の明治

2(1869)年、明治5年の問屋のひとりに松本家は名を連ねています。

明治時代になると、松本家は、掛川地域の財界を代表する有力者として名を見ることができですが、家業の葛布問屋をいつ頃まで営んでいたのか、はっきりわかりません。

昭和11(1936)年、松本家が東京へ転居するに当たり、竹の丸の邸宅は当時の掛川町に寄贈されました。

竹の丸は、戦後、市職員の厚生施設として利用されるとともに、柔道・弓道の練習場、調理実習の場等として市民に活用されてきました。

そして、平成19年6月から修復工事が行われ、明治時代末期から昭和時代初期の松本家の姿に復元整備されました。

竹の丸へのご案内

(掛川駅から徒歩7分)



入館のご案内

- 開館時間 見学…午前9時から午後5時(入館は4時30分まで)
貸室…午前9時から午後9時
年中無休

■ 入館料

区分	個人	団体(20名以上1,000名)
一般	100円	80円
小・中学生	50円	40円
小学生未満		無料

貸室のご案内

主 屋				離 れ	
茶の間	8畳	ひろま	12畳	座敷	15畳
台所	20畳半	ギャラリー	39畳	家人の間	7畳半

※竹の丸の部屋の貸出(有料)を予約制にて行っております。
空室状況、料金等につきましては、掛川市竹の丸管理事務所までお問い合わせください。
※内容によりご使用をご遠慮いただく場合があります。

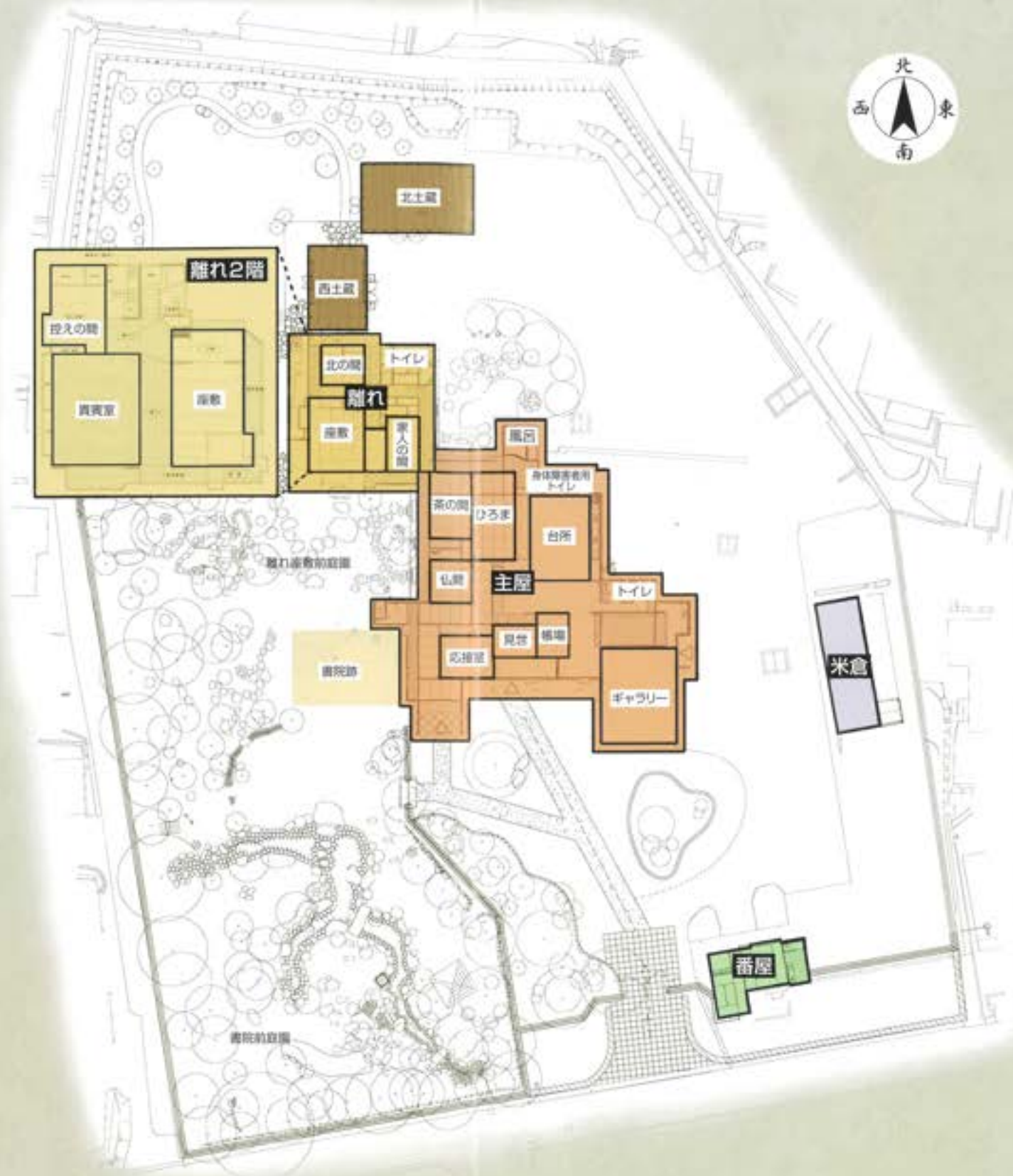


大正年間の竹の丸

掛川市指定有形文化財 掛川市 竹の丸

● 見学・貸室に関するお問い合わせ

掛川市竹の丸管理事務所
〒436-0079 静岡県掛川市掛川1200番地の1
TEL (0537) 22-2112 FAX (0537) 22-2112



建物

主屋

主屋には、かつて式台玄関と書院がありました。今回の工事にあたり、式台玄関を復元しました。式台玄関の屋根は檜皮葺でしたが、銅板葺としました。

式台玄関は、書院に通ず来客用として使用されていたと考えられ、書院には、11畳と13畳の座敷がありました。

主屋の南東にギャラリー(旧作業場)が張り出し、畳敷きのひろま・茶の間・仏間、洋間の応接室を建物の西寄

りに設け、中央南寄りに見世・帳場があります。



主屋の内部

離れ

離れは、当初平屋の建物で、大正9年頃に2階建てに改装されたと考えられます。

1階には3室あり、南側に座敷と家人の間の2室、座敷と廊下を隔てて北の間があります。

座敷は、北側1間を上段の間とし、上段の間の北側中央に床の間を設け、床の間の西側に火灯窓付きの置き棚が造られています。

2階は、中央に南北方向の廊下があり、廊下の西側に貴賓室と控えの間、東側に座敷があります。

貴賓室は、天井に幅広の杉材を用い、壁板と板戸には杉の一枚板を使用しています。床は、廊下同様、寄木張りとし、壁紙に葛布を張っています。ガラス戸がある南面は、欄間に花鳥のステンドグラスを嵌め、室外に鉄製のベランダを設け、西面は床の間と火灯窓の床脇とします。

座敷は、北側に水屋が付き、南東隅を1段高い上段とします。天井と床のまわり等に桐材を使っています。

その他、屋敷内には、土蔵2棟、米倉1棟、番屋が現存しています。

主屋と離れが、近代豪商の住宅の様相を今に伝える貴重な建造物であるとして、平成17年2月28日に国登録有形文化財に登録され、平成19年1月30日に市有形文化財に指定されました(同日、国登録抹消)。さらに、平成20年5月29日には、土蔵2棟、米倉1棟、番屋1棟が、市有形文化財に追加指定されました。



離れ1階の座敷



離れ2階の貴賓室

庭園

屋敷の西半には、庭園が広がっていて、主屋の北側にも小さな庭があります。

書院前庭園



新築記念絵葉書より

屋敷の南西部分に広がる庭です。

水を使わずに石組みや石敷き等により水面を表現した枯山水の庭で、周囲を敷築できるようにした回遊式庭園と呼ばれるものです。

築山、滝を表した立石、玉石を敷き詰めて表現した水面、川に架かる石橋、様々な種類の石灯籠、書院の前と築山に張られた芝等、庭園を鑑賞する要素が散りばめられていました。

また、庭園の東端に四門を設け、ここからも鑑賞できるようになっていました。

離れ座敷前庭園

書院と離れの間の庭園で、飛石、井戸等が残っています。

当時は、井戸に雨よけや日陰等のための覆い屋(屋形)がありました。

離れの座敷から続く飛石、主屋から続く飛石は、石の大小、直線と曲線的な配置により、変化が付けられています。